

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2026年6月19日
<b>【会社名】</b>	Terra Drone株式会社
<b>【英訳名】</b>	Terra Drone Corporation
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 徳重 徹
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都渋谷区南平台町2番17号
<b>【電話番号】</b>	03-6419-7193(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	執行役員 後藤 克巳
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都渋谷区南平台町2番17号
<b>【電話番号】</b>	03-6419-7193(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	執行役員 後藤 克巳
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

## 【届出の対象とした募集金額】

(第18回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 8,105,400円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
1,801,958,400円

(第19回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 7,038,900円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
2,353,338,900円

(第20回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 6,612,300円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
3,206,112,300円

(第21回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 5,759,100円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
4,271,759,100円

(第22回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 2,464,800円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
2,846,464,800円

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、当初行使価額で全ての第18回新株予約権証券乃至第22回新株予約権証券が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

(第23回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 75,000円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
21,100,000円

(第24回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 48,600円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
19,848,600円

(第25回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 33,800円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
19,533,800円

(第26回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 22,000円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
20,022,000円

(第27回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 14,700円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
21,014,700円

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、当初行使価額で全ての第23回新株予約権証券乃至第27回新株予約権証券が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件その他新株予約権の発行に関し必要な事項が2026年6月19日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 5 新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 6 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 7 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 8 新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 9 新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 10 新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 11 新規発行による手取金の使途

- (1) 新規発行による手取金の額
- (2) 手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

- (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

##### 3 臨時報告書

#### 第2 参照書類の補完情報



### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)】

##### (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	2,133個
発行価額の総額	7,892,100円 (本有価証券届出書(下記(注)2に定義する。)提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に2,133を乗じた金額とする。)
発行価格	3,700円(第18回新株予約権の目的である株式1株当たり37.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第18回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第18回新株予約権(以下「第18回新株予約権」といい、第19回新株予約権証券(以下「第19回新株予約権」といい。)、第20回新株予約権証券(以下「第20回新株予約権」といい。)、第21回新株予約権証券(以下「第21回新株予約権」といい。)、第22回新株予約権証券(以下「第22回新株予約権」といい。)、第23回新株予約権証券(以下「第23回新株予約権」といい。)、第24回新株予約権証券(以下「第24回新株予約権」といい。)、第25回新株予約権証券(以下「第25回新株予約権」といい。)、第26回新株予約権証券(以下「第26回新株予約権」といい。))及び第27回新株予約権証券(以下「第27回新株予約権」といい。))と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といい。は、2026年6月15日(以下「発行決議日」といい。))開催の当社取締役会において発行(以下、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」といい。))を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	2,133個
発行価額の総額	8,105,400円
発行価格	3,800円(第18回新株予約権の目的である株式1株当たり38.00円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日
割当日	2026年7月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第18回新株予約権(以下「第18回新株予約権」といい、第19回新株予約権証券(以下「第19回新株予約権」といい。)、第20回新株予約権証券(以下「第20回新株予約権」といい。)、第21回新株予約権証券(以下「第21回新株予約権」といい。)、第22回新株予約権証券(以下「第22回新株予約権」といい。)、第23回新株予約権証券(以下「第23回新株予約権」といい。)、第24回新株予約権証券(以下「第24回新株予約権」といい。)、第25回新株予約権証券(以下「第25回新株予約権」といい。)、第26回新株予約権証券(以下「第26回新株予約権」といい。))及び第27回新株予約権証券(以下「第27回新株予約権」といい。))と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といい。は、2026年6月15日(以下「発行決議日」といい。))開催の当社取締役会及び2026年6月19日(以下「条件決定日」といい。))付の当社取締役会決議において発行(以下、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」といい。))を決議しております。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、8,000円とする。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、当社取締役会の決議(以下、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の任意の回号の下限行使価額の修正を行う決議を「下限行使価額修正決議」という。)により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は、4,050円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下、「第18回新株予約権絶対下限行使価額」といい、第18回新株予約権絶対下限行使価額及び下記でそれぞれ定義する第19回新株予約権絶対下限行使価額乃至第22回新株予約権絶対下限行使価額を、個別に又は総称して「絶対下限行使価額」という。)を下回ることができないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 第18回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 1,714,292,100円(上記第4項に記載の下限行使価額にて第18回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、第18回新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</p>
----------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使時 の払込金額	<p>1. 第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第18回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第18回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、2026年6月12日の東証終値と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額(本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p>
--------------------	---

(中略)

新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	<p>1,735,622,100円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第18回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第18回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第18回新株予約権を消却した場合には、第18回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---	---

(中略)

新株予約権の行使期 間	<p>割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び日々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第18回新株予約権を行使することができない。</p>
----------------	---

(中略)

## (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

## (4) 本新株予約権による資金調達の特徴

&lt;本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨&gt;

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、本新株予約権の発行決議に係る公表と同時に、2027年1月期第1四半期決算(以下「本第1四半期決算」といいます。詳細は当社の2026年6月15日付「2027年1月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照ください。)及び2026年6月15日付「エストニア子会社設立に関するお知らせ」を公表しています。これらの公表の市場における受け止め方いかんによっては、本日(発行決議日)以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社としては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えています。そこで、本日(発行決議日)からこれらの公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として設定しています。当社は、当社の過去の決算等の公表後における当社普通株式の株価推移や東証の立会内取引時間中における株価の変動状況等を勘案し、株価がこれらの公表を織り込むために要する日数としては、3取引日乃至4取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、本日(発行決議日)から4取引日又は5取引日後にあたる、2026年6月19日又は2026年6月22日の期間のいずれかの日に設定することといたしました。なお、本新株予約権の発行価額は、発行決議日時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の発行価額について、当社にとって不利益となる変更はありません。

&lt;本新株予約権の発行価額の決定方法&gt;

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日(発行決議日)の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東証終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日(発行決議日)以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日(発行決議日)以降の株価の上昇等を理由として、上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日(発行決議日)以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額のままで据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点の算定結果に基づく発行価額を下回って決定されることはありません。

(後略)

(訂正後)

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<p>(前略)</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、8,000円とする。 当社は、2026年7月7日以降、当社取締役会の決議(以下、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の任意の回号の下限行使価額の修正を行う決議を「下限行使価額修正決議」という。)により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。但し、修正後の下限行使価額は、4,050円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下、「第18回新株予約権絶対下限行使価額」といい、第18回新株予約権絶対下限行使価額及び下記でそれぞれ定義する第19回新株予約権絶対下限行使価額乃至第22回新株予約権絶対下限行使価額を、個別に又は総称して「絶対下限行使価額」という。)を下回ることはできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 第18回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 1,714,505,400円(上記第4項に記載の下限行使価額にて第18回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、第18回新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</p>
(中略)	
<p>新株予約権の行使時 の払込金額</p>	<p>1. 第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第18回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第18回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、8,410円(本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p>
(中略)	
<p>新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額</p>	<p>1,801,958,400円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第18回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第18回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第18回新株予約権を消却した場合には、第18回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
(中略)	
<p>新株予約権の行使期 間</p>	<p>2026年7月7日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第18回新株予約権を行使することができない。</p>
(中略)	

## (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

## (4) 本新株予約権による資金調達の特徴

&lt; 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨 &gt;

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、本新株予約権の発行決議に係る公表と同時に、2027年1月期第1四半期決算(以下「本第1四半期決算」といいます。詳細は当社の2026年6月15日付「2027年1月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照ください。)及び2026年6月15日付「エストニア子会社設立に関するお知らせ」を公表しています。これらの公表の市場における受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社としては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えています。そこで、発行決議日からこれらの公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として設定しています。当社は、当社の過去の決算等の公表後における当社普通株式の株価推移や東証の立会内取引時間中における株価の変動状況等を勘案し、株価がこれらの公表を織り込むために要する日数としては、3取引日乃至4取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、発行決議日から4取引日後にあたる、2026年6月19日に設定いたしました。なお、本新株予約権の発行価額は、発行決議日時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の発行価額について、当社にとって不利益となる変更はありません。

&lt; 本新株予約権の発行価額の決定方法 &gt;

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。発行決議日の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東証終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、発行決議日以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、発行決議日以降の株価の上昇等を理由として、上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、発行決議日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額のままで据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点の算定結果に基づく発行価額を下回って決定されることはありません。

(後略)

## 2 【新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	2,133個
発行価額の総額	7,038,900円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に2,133を乗じた金額とする。)
発行価格	3,300円(第19回新株予約権の目的である株式1株当たり33.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第19回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第19回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	2,133個
発行価額の総額	7,038,900円
発行価格	3,300円(第19回新株予約権の目的である株式1株当たり33.00円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日
割当日	2026年7月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第19回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会及び条件決定日付の当社取締役会決議において発行を決議しております。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、11,000円とする。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に 下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は、4,050円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込 金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下「第19回新株予約権絶 対下限行使価額」という。)を下回ることができないものとする。修正後の下限行使 価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日 以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を 準用して調整される。</p>
----------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時 の払込金額	<p>1. 第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第19回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第 2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第19回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以 下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「行使価 額」という。)は、当初、11,000円と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか 高い方の金額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」に おいて「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項 に従い、修正又は調整される。</p>
--------------------	--

(中略)

新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	<p>2,353,338,900円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額 (発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における 見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が 修正又は調整された場合には、第19回新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第19回新株予約権 の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第19回新株予約権を消 却した場合には、第19回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---	--

(中略)

新株予約権の行使期 間	<p>割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主 確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると 認められた日については、第19回新株予約権を行使することができない。</p>
----------------	---

(後略)

(訂正後)

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、11,000円とする。 当社は、2026年7月7日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は、4,050円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下「第19回新株予約権絶対下限行使価額」という。)を下回ることはいできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。</p>
----------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時 の払込金額	<p>1. 第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第19回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第19回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、11,000円(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p>
--------------------	--

(中略)

新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	<p>2,353,338,900円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第19回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第19回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第19回新株予約権を消却した場合には、第19回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---	---

(中略)

新株予約権の行使期 間	<p>2026年7月7日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第19回新株予約権を行使することができない。</p>
----------------	--

(後略)

## 3 【新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	2,133個
発行価額の総額	6,612,300円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に2,133を乗じた金額とする。)
発行価格	3,100円(第20回新株予約権の目的である株式1株当たり31.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第20回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第20回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	2,133個
発行価額の総額	6,612,300円
発行価格	3,100円(第20回新株予約権の目的である株式1株当たり31.00円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日
割当日	2026年7月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第20回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会及び条件決定日付の当社取締役会決議において発行を決議しております。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、15,000円とする。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に 下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は、7,500円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込 金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下「第20回新株予約権絶 対下限行使価額」という。)を下回ることができないものとする。修正後の下限行使 価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日 以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を 準用して調整される。</p>
----------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時 の払込金額	<p>1. 第20回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第20回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第 2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第20回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以 下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「行使価 額」という。)は、当初、15,000円と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか 高い方の金額(本「1 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において 「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従 い、修正又は調整される。</p>
--------------------	---

(中略)

新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	<p>3,206,112,300円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額 (発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における 見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が 修正又は調整された場合には、第20回新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第20回新株予約権 の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第20回新株予約権を消 却した場合には、第20回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---	--

(中略)

新株予約権の行使期 間	<p>割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主 確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると 認められた日については、第20回新株予約権を行使することができない。</p>
----------------	---

(後略)

(訂正後)

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、15,000円とする。 当社は、2026年7月7日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は、7,500円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下「第20回新株予約権絶対下限行使価額」という。)を下回ることはいないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。</p>
----------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時 の払込金額	<p>1. 第20回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第20回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第20回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、15,000円(本「1 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p>
--------------------	---

(中略)

新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	<p>3,206,112,300円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第20回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第20回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第20回新株予約権を消却した場合には、第20回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---	---

(中略)

新株予約権の行使期 間	<p>2026年7月7日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第20回新株予約権を行使することができない。</p>
----------------	--

(後略)

## 4 【新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	2,133個
発行価額の総額	5,759,100円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に2,133を乗じた金額とする。)
発行価格	2,700円(第21回新株予約権の目的である株式1株当たり27.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第21回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第21回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	2,133個
発行価額の総額	5,759,100円
発行価格	2,700円(第21回新株予約権の目的である株式1株当たり27.00円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日
割当日	2026年7月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第21回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会及び条件決定日付の当社取締役会決議において発行を決議しております。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、20,000円とする。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に 下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は10,000円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金 額」欄第4項の規定を準用して調整される。)(以下「第21回新株予約権絶対 下限行使価額」という。)を下回ることはできないものとする。修正後の下限行使価 額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以 降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を 準用して調整される。</p>
----------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	<p>4,271,759,100円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額 (発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における 見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が 修正又は調整された場合には、第21回新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第21回新株予約権 の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第21回新株予約権を消 却した場合には、第21回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---	--

(中略)

新株予約権の行使期 間	<p>割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主 確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると 認められた日については、第21回新株予約権を行使することができない。</p>
----------------	---

(後略)

(訂正後)

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、20,000円とする。 当社は、2026年7月7日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は10,000円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下「第21回新株予約権絶対下限行使価額」という。)を下回ることはできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。</p>
----------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	<p>4,271,759,100円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第21回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第21回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第21回新株予約権を消却した場合には、第21回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---	---

(中略)

新株予約権の行使期 間	2026年7月7日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第21回新株予約権を行使することができない。
----------------	---

(後略)

## 5 【新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	948個
発行価額の総額	2,464,800円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に948を乗じた金額とする。)
発行価格	2,600円(第22回新株予約権の目的である株式1株当たり26.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第22回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第22回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	948個
発行価額の総額	2,464,800円
発行価格	2,600円(第22回新株予約権の目的である株式1株当たり26.00円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日
割当日	2026年7月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第22回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会及び条件決定日付の当社取締役会決議において発行を決議しております。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、30,000円とする。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に 下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は15,000円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金 額」欄第4項の規定を準用して調整される。)(以下「第22回新株予約権絶対 下限行使価額」という。)を下回ることはできないものとする。修正後の下限行使価 額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以 降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を 準用して調整される。</p>
----------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	<p>2,846,464,800円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額 (発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における 見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が 修正又は調整された場合には、第22回新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第22回新株予約権 の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第22回新株予約権を消 却した場合には、第22回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---	--

(中略)

新株予約権の行使期 間	<p>割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主 確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると 認められた日については、第22回新株予約権を行使することができない。</p>
----------------	---

(後略)

(訂正後)

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、30,000円とする。 当社は、2026年7月7日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は15,000円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下「第22回新株予約権絶対下限行使価額」という。)を下回ることはできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。</p>
----------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	<p>2,846,464,800円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第22回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第22回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第22回新株予約権を消却した場合には、第22回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---	---

(中略)

新株予約権の行使期 間	<p>2026年7月7日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第22回新株予約権を行使することができない。</p>
----------------	--

(後略)

## 6 【新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	25個
発行価額の総額	72,500円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に25を乗じた金額とする。)
発行価格	2,900円(第23回新株予約権の目的である株式1株当たり29.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第23回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第23回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	25個
発行価額の総額	75,000円
発行価格	3,000円(第23回新株予約権の目的である株式1株当たり30.00円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日
割当日	2026年7月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第23回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会及び条件決定日付の当社取締役会決議において発行を決議しております。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第23回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第23回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第23回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、2026年6月12日の東証終値と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額とする。但し、行使価額は下記第3項に従い調整される。</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>20,322,500円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第23回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第23回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第23回新株予約権を消却した場合には、第23回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第23回新株予約権を行使することができない。
------------	--

(後略)

(訂正後)

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第23回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第23回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第23回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、8,410円とする。但し、行使価額は下記第3項に従い調整される。</p>
----------------	---

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>21,100,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第23回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第23回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第23回新株予約権を消却した場合には、第23回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使期間	2026年7月7日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第23回新株予約権を行使することができない。
------------	---

(後略)

## 7 【新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	18個
発行価額の総額	48,600円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に18を乗じた金額とする。)
発行価格	2,700円(第24回新株予約権の目的である株式1株当たり27.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第24回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第24回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	18個
発行価額の総額	48,600円
発行価格	2,700円(第24回新株予約権の目的である株式1株当たり27.00円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日
割当日	2026年7月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第24回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会及び条件決定日付の当社取締役会決議において発行を決議しております。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第24回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第24回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第24回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、11,000円と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額とする。但し、行使価額は下記第3項に従い調整される。</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>19,848,600円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第24回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第24回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第24回新株予約権を消却した場合には、第24回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第24回新株予約権を行使することができない。
------------	--

(後略)

(訂正後)

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第24回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第24回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第24回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、11,000円とする。但し、行使価額は下記第3項に従い調整される。</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>19,848,600円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第24回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第24回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第24回新株予約権を消却した場合には、第24回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使期間	2026年7月7日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第24回新株予約権を行使することができない。
------------	---

(後略)

## 8 【新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	13個
発行価額の総額	33,800円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に13を乗じた金額とする。)
発行価格	2,600円(第25回新株予約権の目的である株式1株当たり26.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第25回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第25回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	13個
発行価額の総額	33,800円
発行価格	2,600円(第25回新株予約権の目的である株式1株当たり26.00円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日
割当日	2026年7月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第25回新株予約権は、発行決議日開催及び条件決定日付の当社取締役会決議の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第25回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第25回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第25回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、15,000円と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額とする。但し、行使価額は下記第3項に従い調整される。</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>19,533,800円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第25回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第25回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第25回新株予約権を消却した場合には、第25回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第25回新株予約権を行使することができない。
------------	--

(後略)

(訂正後)

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第25回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第25回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第25回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、15,000円とする。但し、行使価額は下記第3項に従い調整される。</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>19,533,800円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第25回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第25回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第25回新株予約権を消却した場合には、第25回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使期間	2026年7月7日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第25回新株予約権を行使することができない。
------------	---

(後略)

## 9 【新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	10個
発行価額の総額	22,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に10を乗じた金額とする。)
発行価格	2,200円(第26回新株予約権の目的である株式1株当たり22.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第26回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第26回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	10個
発行価額の総額	22,000円
発行価格	2,200円(第26回新株予約権の目的である株式1株当たり22.00円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日
割当日	2026年7月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第26回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会及び条件決定日付の当社取締役会決議において発行を決議しております。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(前略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	20,022,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。) (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第26回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第26回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第26回新株予約権を消却した場合には、第26回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
---------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第26回新株予約権を行使することができない。
------------	--

(後略)

(訂正後)

(前略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	20,022,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第26回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第26回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第26回新株予約権を消却した場合には、第26回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
---------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使期間	2026年7月7日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第26回新株予約権を行使することができない。
------------	---

(後略)

## 10 【新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	7個
発行価額の総額	14,700円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に7を乗じた金額とする。)
発行価格	2,100円(第27回新株予約権の目的である株式1株当たり21.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第27回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第27回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	7個
発行価額の総額	14,700円
発行価格	2,100円(第27回新株予約権の目的である株式1株当たり21.00円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日
割当日	2026年7月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

(注) 1 第27回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会及び条件決定日付の当社取締役会決議において発行を決議しております。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(前略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	21,014,700円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。) (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第27回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第27回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第27回新株予約権を消却した場合には、第27回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
---------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第27回新株予約権を行使することができない。
------------	--

(後略)

(訂正後)

(前略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	21,014,700円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第27回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第27回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第27回新株予約権を消却した場合には、第27回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
---------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使期間	2026年7月7日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第27回新株予約権を行使することができない。
------------	---

(後略)

## 11 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
14,514,038,800	14,000,000	14,500,038,800

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(29,958,800円)に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額(14,484,080,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
第18回新株予約権	7,892,100	1,727,730,000
第19回新株予約権	7,038,900	2,346,300,000
第20回新株予約権	6,612,300	3,199,500,000
第21回新株予約権	5,759,100	4,266,000,000
第22回新株予約権	2,464,800	2,844,000,000
第23回新株予約権	72,500	20,250,000
第24回新株予約権	48,600	19,800,000
第25回新株予約権	33,800	19,500,000
第26回新株予約権	22,000	20,000,000
第27回新株予約権	14,700	21,000,000

2 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値に基づき算定された行使価額を各新株予約権の当初の行使価額であると仮定して、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額及び本新株予約権の当初の行使価額は条件決定日に決定されます。

3 第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使価額が修正又は本新株予約権の行使価額が調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。

4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計額であります。

5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
14,581,152,600	14,000,000	14,567,152,600

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(30,174,600円)に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額(14,550,978,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
第18回新株予約権	8,105,400	1,793,853,000
第19回新株予約権	7,038,900	2,346,300,000
第20回新株予約権	6,612,300	3,199,500,000
第21回新株予約権	5,759,100	4,266,000,000
第22回新株予約権	2,464,800	2,844,000,000
第23回新株予約権	75,000	21,025,000
第24回新株予約権	48,600	19,800,000
第25回新株予約権	33,800	19,500,000
第26回新株予約権	22,000	20,000,000
第27回新株予約権	14,700	21,000,000

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。
- 3 第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使価額が修正又は本新株予約権の行使価額が調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計額であります。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
防衛事業の本格的立ち上げに係る資金	6,500	2026年7月～ 2030年1月
UTM事業の本格化に向けた開発及び事業強化のための資金	3,000	2026年7月～ 2030年1月
将来のM&A・資本業務提携等に係る資金	2,700	2026年7月～ 2030年1月
その他既存事業の拡大・強化等に関する資金	2,300	2026年7月～ 2030年1月
合計	14,500	-

(後略)

(訂正後)

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
防衛事業の本格的立ち上げに係る資金	6,500	2026年7月～ 2030年1月
UTM事業の本格化に向けた開発及び事業強化のための資金	3,000	2026年7月～ 2030年1月
将来のM&A・資本業務提携等に係る資金	2,767	2026年7月～ 2030年1月
その他既存事業の拡大・強化等に関する資金	2,300	2026年7月～ 2030年1月
合計	14,567	-

(後略)

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 3 【発行条件に関する事項】

(訂正前)

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定いたします。

しかし、今回の資金調達においては、本新株予約権の発行と同時に本第1四半期決算及び「エストニア子会社設立に関するお知らせ」を公表しています。これらの公表の市場における受け止め方いかんによっては、本日(発行決議日)以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社としては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えています。そこで、当社は、これらの公表に伴う株価への影響の織込みのため、本日(発行決議日)時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、本日(発行決議日)時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に依頼しました。ブルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権においては資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われないこと、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額(第23回新株予約権乃至第27回新株予約権においてはその行使価額)を上回っている場合において、権利行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がされること、当社からの通知による取得が実施されないこと、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権においては当社の喫緊の資金需要等に応じ当社取締役会により各本新株予約権の絶対下限行使価額を下回らない範囲で下限行使価額修正決議がなされること等を含みます。)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、ブルータス・コンサルティングが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、本日(発行決議日)時点の第18回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,700円、第19回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,300円、第20回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,100円、第21回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,700円、第22回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,600円、第23回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,900円、第24回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,700円、第25回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,600円、第26回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,200円、第27回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,100円としています。なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが(判断結果については別途開示いたします。)、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、ブルータス・コンサルティングの算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額に基づき決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、上記の決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役会の判断は適法である旨の意見がなされています。

(後略)

(訂正後)

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定いたします。

しかし、今回の資金調達においては、本新株予約権の発行と同時に本第1四半期決算及び「エストニア子会社設立に関するお知らせ」を公表しています。これらの公表の市場における受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社としては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えています。そこで、当社は、これらの公表に伴う株価への影響の織込みのため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定しました。

上記に従って、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に依頼しました。ブルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権においては資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われないこと、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額(第23回新株予約権乃至第27回新株予約権においてはその行使価額)を上回っている場合において、権利行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がされること、当社からの通知による取得が実施されないこと、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権においては当社の喫緊の資金需要等に応じ当社取締役会により各本新株予約権の絶対下限行使価額を下回らない範囲で下限行使価額修正決議がなされること等を含みます。)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、プルータス・コンサルティングが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、発行決議日時点の第18回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,700円、第19回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,300円、第20回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,100円、第21回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,700円、第22回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,600円、第23回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,900円、第24回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,700円、第25回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,600円、第26回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,200円、第27回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,100円としています。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で2026年6月19日を条件決定日とし、条件決定日時点の本新株予約権の価値としてプルータス・コンサルティングが算定した評価額を参考に、条件決定日時点の第18回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,800円、第19回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,300円、第20回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,100円、第21回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,700円、第22回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,600円、第23回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,000円、第24回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,700円、第25回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,600円、第26回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,200円、第27回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,100円としています。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を第18回新株予約権につき3,800円、第19回新株予約権につき3,300円、第20回新株予約権につき3,100円、第21回新株予約権につき2,700円、第22回新株予約権につき2,600円、第23回新株予約権につき3,000円、第24回新株予約権につき2,700円、第25回新株予約権につき2,600円、第26回新株予約権につき2,200円、第27回新株予約権につき2,100円と決定しました。当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、プルータス・コンサルティングの算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額に基づき決定される本新株予約権の発行価額の決定方法及び本新株予約権の発行価額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行には該当しないものと判断しました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見がなされています。

(後略)

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

#### 3 【臨時報告書】

(訂正前)

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年4月30日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2026年5月8日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年5月25日に関東財務局長に提出

(訂正後)

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年4月30日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2026年5月8日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年5月25日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)までの間において変更及び追加すべき事由が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ ̄で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)現在においてその判断に変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### [事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上で重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

（後略）

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月19日)までの間において変更及び追加すべき事由が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ ̄で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月19日)現在においてその判断に変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### [事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上で重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月19日)現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

（後略）